

経 済 産 業 省

20230418保局第1号

令和5年4月19日

公益社団法人日本煙火協会 会長 殿

経済産業省 産業保安グループ

鉦山・火薬類監理官

花火大会等における煙火消費中の事故の防止について（注意喚起）

平素より産業保安行政に格別の御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、例年夏期期間中においては、煙火消費中の事故が増加するとともに、今年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため延期又は中止となっていた花火大会の再開が予想されることから、煙火消費における事故防止に向けて、万全な事故防止対策を講じるよう、貴協会会員に対して下記項目の周知徹底をお願いいたします。

記

1. 煙火及び設備の管理・点検

煙火消費に際しては、消費する煙火玉や打揚設備（打揚筒、導火線等）の管理及び異常の有無についての徹底した点検が重要です。

昨年は、打揚筒の固定不足等を起因に、煙火玉が建物に落下・開発する事故が発生していることから、打揚筒等の設置後の再点検も重要です。

2. 打揚場所における安全対策の徹底

黒玉や火の粉の落下による観客の負傷事故や火災による被害拡大を防ぐため、消費する煙火の大きさや種類、気象条件等を考慮し、観客との距離を十分に確保することや散水等の火災防止対策の準備が重要です。

3. 煙火の無許可消費（いわゆるシークレット花火、サプライズ花火）について

消費許可を要しない煙火打揚時の事故の発生が増加しています。消費許可が不要な場合であっても、火薬類取締法に基づく煙火消費の技術基準に従う必要がありますので、打揚依頼者とも万一の事故時の対策を含め、十分な安全確保の検討が重要です。

4. がん具煙火使用中の事故に対する取組

例年、幼児を中心としたがん具煙火消費中の事故が発生していることから、ホームページやパンフレット等を通じた、がん具煙火の正しい使用方法についての周知活動が重要です。

以上